

令和5年度 活動テーマ  
LPガスの価値を高めよう!

〈活動目標〉

1. 保安の確保の充実
2. 料金の透明化・取引の適正化
3. LPガスのブランド力の向上
4. 需要創造への取組
5. カーボンニュートラルへの対応

愛媛県

# LPガス情報

ホームページアドレス <http://www.ehime-lpg.or.jp>  
メールアドレス [info@ehime-lpg.or.jp](mailto:info@ehime-lpg.or.jp)

発行者  
(一社)愛媛県LPガス協会  
〒790-0003  
松山市三番町6丁目7-2  
ラベルダムビル4階  
電話(089)947-4744  
FAX(089)947-8499

## 令和5年度第2回理事会

1. 日時  
令和5年9月20日(水) 13:30~15:25
2. 場所  
松山市男女共同参画推進センター 5階 会議室5  
松山市三番町六丁目4番地20
3. 理事・監事の現在数及び出席理事・監事の氏名等
  - (1) 理事数 24名  
出席理事 16名  
(妹尾会長、稲葉副会長、森副会長、亀岡副会長、内田理事、加藤理事、高尾理事、箕島理事、村上理事、尾崎理事、曾根理事、宮部理事、佐々木理事、大内理事、向井理事、本田理事)
  - (2) 監事数 2名  
出席監事 2名(白石監事、渡部監事)
4. 開会挨拶  
妹尾会長より開会挨拶。
5. 報告事項(各部部长より報告)
  - (1) 総務部会 本田理事
  - (2) 需要開発部会 森部会長
  - (3) 流通部会 本田理事
  - (4) 保安部会 亀岡部会長
  - (5) 青年部会 向井部会長
6. 審議事項
 

議題1. (一社)愛媛県LPガス協会会長表彰候補について  
各支部より推薦があった表彰候補について、事務局より各候補の提案を行った。  
異議なく承認された。

議題2. LPガスブランド力向上に向けた広報活動計画について  
向井青年部会長より、部会で決定した広報活動計画について説明があり、今年度追加予算について審議の申し出があった。  
(各理事よりの意見)

  - ・コンペティションによる公募とあるが、参加者はプロなのか。実績はあるのか。
  - ・目的にある3つの付加価値は内容が重複している。
  - ・環境(CN、GLPG)については触れないのか。
  - ・ガス器具の話では都市ガスとの差別化が図れない。
  - ・LPガスの特性についてのPRをする必要があるのではないか。  
アイコン作成等に係る追加予算については承認された。

議題3. 商慣行是正に向けた対応方針と実効性確保の方策について  
第6回流通ワーキンググループでの結論や他ブロックの動向について

妹尾会長より説明があり、愛媛県協会として取り組む方向性について協議を行った。  
(各理事よりの意見)

- ・LPガス販売業者だけでなく、不動産業者等と足並みが揃わないと意味がない。
- ・経産省側だけでなく、国交省側にも規制が必要ではないか。
- ・LPガス販売業者として生き残れるよう対応していく。
- ・消費者はクリーン性を望むため、世間の動きに注力しつつ変化していくべき。
- ・やめられるならやめたい人が多いはずだが、外圧を排除しなければ難しい。
- ・業界のイメージアップだけでなく、自社を次の世代に引き継げる体制を整える。

愛媛県協会として積極的に取り組む姿勢を現すと同時に、経産省に対しても実効性があるものになるよう要望していくことで承認された。また、後日予定されている四国ブロック会議でも、ブロックとしての取り組みについて提案していくこととした。

議題4. 需要開発セミナー、普及講習会の開催について  
事務局より、各部会で挙げたセミナー内容と普及講習会の日程、需要開発セミナーで経産省担当官による取引適正化に関する内容で1テーマ設けたい旨の説明を行った。森需要開発部会長よりDX対応を選んだ背景について補足説明があった後、妹尾会長より次のとおり提案がなされた。

需要開発セミナー  
商慣行是正に向けた対応方針について(仮) 経済産業省  
自然災害に強いLPガスのご提案 (一社)全国LPガス協会  
普及講習会  
DX化の具体的な取り組み パーパス(株)  
LPガス業界動向 (一社)愛媛県LPガス協会  
販売事業における法手続きと点検業務 (一社)愛媛県LPガス協会事務局

異議なく承認された。

議題5. 令和5年度LPガス料金高騰対策支援事業について  
事務局より、会員の参加状況と予算執行状況について説明した。  
異議なく承認された。

議題6. その他  
青年部会より、来年度の岡山県協会主催の事業への参加と予算計上について報告。  
事務局より、会員異動の報告と需要開発セミナー開催候補日について提案を行い、異議なく承認された。  
15:20 閉会した。

## 令和5年度第2回青年部会 打ち合わせ会

1. 日時  
令和5年9月7日(木)14:00~17:00
2. 場所  
松山市男女共同参画推進センター 5階 会議室5  
青年部会委員の現在数及び出席委員  
委員数 24名  
出席委員 11名 過半数以下のため打ち合わせ会へ変更。
3. 開会挨拶  
向井部会長より開会挨拶
4. 報告事項  
○令和5年8月4日(水)開催「令和5年度第1回四国ブロック青年部会」報告
5. 審議事項
  - 1) 他団体事業への参加について  
○令和5年11月末、愛媛県開催「四国ブロック会」に岡山県が参加希望。  
○令和5年11月9日(木)開催予定「令和5年度全国代表者会議」について  
○令和6年9月岡山県開催予定「令和6年度中四国ブロックLPガス協会青年部会研修会」について  
⇒予算が関係するため理事会にて協議。
  - 2) 火育について  
○開催決定一八幡浜市立江戸岡小学校 10月16日(月)。スタッフは6名対応。  
○開催予定一松前町立松前小学校 11月中旬の土曜日、もう少し保留。  
○「必要備品一覧」一部修正の協議有。  
お米の量は、かまどが2升以上仕様のため、その量を依頼。仕様ではなく上手に炊けるためを案内。災害用ハイゼックスなどを、防災で訴求すれば教室を広めやすいのでは?  
懸念事項  
防災を絡めると、テーマが「火育」が「防災」で、進行や雰囲気が変わる。元々は、「火のありがたさ」・「火力でご飯を美味しく炊ける」が目

的。  
○今後の運用  
目的を変えず基本はかまどと薪で運用。災害用ハイゼックスなどは提案用で持ち、要望に対して柔軟に対応。今年度の修正は、相手側にお米2升以上を依頼。追加で薪も依頼。災害用ハイゼックスなどは、来年度に検討。  
「募集要綱・申込書」は変更無。「必要備品一覧」の修正有。上記内容で全員承認。

3) 今後のPR方針について  
ターゲット:若年世代(子育て世代)  
テーマ:LPガスの経済性・利便性・高付加価値  
県事業としてPRの柱:キーワードは「費用対効果」「継続性」  
問題点は「県下全域へ訴求」「年齢層でのPR方法の違い」  
空中戦でイメージ・ブランディングを企画立案。地上戦は、各販売店で実施。  
1年目で大体的に実施ではなく、検証しながら実施するのが良い手順。  
次は、どの媒体を使ってPR活動をするか。統一ブランドやロゴマークはコンペ依頼  
I. ロゴマーク II. キャッチコピー III. 動画 IV. 誌面イメージ。

懸念事項  
内容を決めて、どの媒体で訴求するかを決めたら良い。期日を設定したら良い。  
I~IVを一度に実施は難しい。3年ロードマップを作成し、段階的に動く方がいい。  
まずは、「I」と「II」を取り組む。  
コンセプトは、イメージ想起させる&店頭・配布物・営業車・チラシのぼりので使える&誌面や動画と連動できるもの。  
今後の動きは、9月20日理事会で追加予算と青年部会一任を確認。理事会で予算承認の場合  
20日以降コンペに出すイメージを正副部長で作成⇒委員へ展開⇒コンペ開始。締切は次の部会に間に合うように。次の部会でコンペ内容の精査⇒11月21日理事会に報告。  
上記内容で全員承認。10月30日に第3回青年部会を開催予定で承認。  
向井部会長より開会挨拶  
16:45 終了



# 【ご案内】高圧ガス保安活動促進週間の実施について

9月の情報誌と一緒にポスターを送付させていただきましたが、詳細について掲載いたします。ご確認ください。そして、期間中は活動推進ならびにポスターの掲示にご協力をお願いいたします。

**【期間】**  
10月23日(月)～10月29日(日)

**【目標】**  
事故の発生状況は依然として高止まりの状況が続いております。従って高圧ガスに係る保安の確保については、引き続き最大限の努力が必要であり、次の事項を重点目標として、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

## (1) 高圧ガス保安法関係

- ① 運転・操作上(ソフト)の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
- ③ 非常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ⑤ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥ 高圧ガス利用者(特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者)における保安意識の向上
- ⑦ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

## (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ② 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発

## 【実施事項】

目標に沿って、高圧ガス保安活動促進週間の期間中に以下の事項を中心に実施する。

- (1) 高圧ガス保安法関係
  - ① 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスター掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
  - ② 経済産業省は、非非常時を含むリスクアセスメントの理解と実施を促進し、事業者は製造工程、設備、運転等における保安に影響を与える危険源の特定に係る手順を確立、維持することに努める。
  - ③ 各都道府県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直し、大規模事業所であるコンビナート等における漏えい等の未然防止に向けた取組の推進並びに冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。
  - ④ 各地域防災協議会及び関係団体等は、高圧ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、各都道府県及び各産業保安監督部と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
  - ⑤ 各地域防災協議会は、高圧ガスの移動に係る保安確保のため、各都道府県、各産業、各産業保安監督部及び関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高圧ガス移動保安講習会等を開催する。
  - ⑥ 各都道府県は、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高圧ガス容器の回収を徹底させる。
  - ⑦ 各都道府県は、高圧ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
  - ⑧ 経済産業省及び各都道府県は、各地域防災協

議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

## (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

- ① 経済産業省、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者等に対する保安啓発に関するポスターの配布・掲示、ラジオ広告を始めとする各種広報媒体を通じた保安啓発活動を実施する。
- ② 経済産業省、各都道府県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等の使用者やオーナーに対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素の発生原因、業務用換気警報器を設置する意義等を紹介したリーフレット等の配布等による広報、啓発活動等を実施する。
- ③ 経済産業省及び各都道府県は、各地域防災協議会、各関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

## ポスター販売サイト

[https://www.weborder.khk.or.jp/product/security/list?category\\_id=28](https://www.weborder.khk.or.jp/product/security/list?category_id=28)

## ポスター案内ページ

[https://www.khk.or.jp/public\\_information/public\\_introduction/catchphrase.html](https://www.khk.or.jp/public_information/public_introduction/catchphrase.html)

ささいな予兆も見逃さない  
我ら現場のプロ集団

2023年10月23日(月)～29日(日)  
高圧ガス保安活動促進週間

経済産業省/各都道府県/特別民間法人高圧ガス保安協会

# 令和5年度砥部町総合防災訓練について

令和5年9月17日(日)8時00分から令和5年度砥部町総合防災訓練が開催されました。

近い将来に発生が懸念される南海トラフ巨大地震を想定。砥部町地域防災計画に基づき、公助の要となる防災関係機関はもとより共助となる自主防災組織及び民間協力団体との連携を図る訓練を実施することにより、防災体制の一層の充実強化、応急対策の機能向上を図るとともに住民の防災意識の高揚を図り、安心して暮らせる町づくりに資することを目的としています。

砥部町庁舎大会議室と砥部町立麻生小学校で実施され、参加機関は14機関、約400人が参加しました。

9月17日8時頃、四国沖を震源とする地震が発生し、西日本各地で大きな揺れを観測、地震の規模はマグニチュード9.0、南海トラフの巨大地震とみられる。砥部町では震度6強を観測、家屋の倒



壊、水道管の破裂、火災などが発生しているとの想定の下、訓練が開始された。

LPガス関係では、サンライズガス株のご協力のもと、発電機取扱い訓練を実施しました。事前に砥部町所有のLPガス発電機5台のチェックを行い、砥部町職員7名の参加のもと、オイルの有

無、接続方法、エンジンのかけ方等を研修しました。訓練当日は、他の職員や訓練参加者に研修を受けた職員が指導しました。特に女性の方は、1回でエンジンがかからず苦労されている方もいましたが、実際に触ってみていい経験が出来たとの感想をいただきました。

サンライズガス株大上社長をはじめ、関係者の皆様ご苦勞様でした。





# 令和5年度燃焼機器交換・安全機器普及状況調査報告書について

令和5年度燃焼機器交換・安全機器普及状況調査報告書（愛媛県内）の集計結果（別表のとおり）が出ましたので、報告いたします。

- I. 報告書配布事業所 362事業所、報告書回収事業所 298事業所（回収率82.32%）でした。100%回収できますよう、ご協力をお願いいたします。
- II. 燃焼器具等未交換数については、不燃防なしの湯沸器が43台・不燃防なしの風呂釜が11台・排気筒の不具合が1ヶ所残っています。CO中毒事故防止のため、消費者に理解を求め早急な交換が必要です。
- III. 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況では、業務用換気警報器（CO警報器含む）の設置施設数が1,612施設（31.64%）しかありません。早急な安全対策が必要です。

IV. 業務用施設のSB（EB）メータ設置先におけるガス警報器連動遮断の状況については、連動率が76.23%であり、100%に向けた努力が必要です。

- V. バルク貯槽20年検査を迎え検査または廃棄したバルク貯槽の数では、2023年度が74基の予定であり、期限内の検査・交換をお願いします。
- VI. 集中監視システム設置は、99,798戸（設置率32.06%）です。
- VII. 容器流出防止地域への対応は、洪水浸水想定対象戸数58,186施設あり、内容器流出防止措置済19,339施設（33.24%）しかありません。令和6年6月1日が対応期限です。
- VIII. 安全機器普及状況では、特にマイコンメータ等の期限切れが184戸あります。使用中の消費者については早急にご対応願います。

## 令和4年度 燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書

### I 事業所の概要

#### 1. 回収率

報告書配布事業所	362事業所	—
報告書回収事業所	298事業所	(82.32%)
報告書未回収事業所	64事業所	(17.68%)

#### II 燃焼器具等未交換数

① 湯沸器 (不燃防なし)	開放式	33台
	CF式	3台
	FE式	7台
	合計	43台
② 風呂釜 (不燃防なし)	CF式	11台
	FE式	0台
	合計	11台
③ 排気筒(不具合のものに限る) (CF式、FE式、FF式及びFF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒)		1台
合計		55台

#### 2. 監督所管

経済産業省所管	24事業所	(8.05%)
産業保安監督部所管	8事業所	(2.68%)
都道府県所管	217事業所	(72.82%)
市町村所管	49事業所	(16.44%)
合計	298事業所	(100.00%)

#### 3. 消費者戸数

(キャンピング・屋台等の質量販売、閉鎖消費者は除きます。(以下、II、III、Vも同じ))

A 業務用施設(共同住宅と一般住宅以外)	13,742戸	(4.42%)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	112,979戸	(36.30%)
C 一般住宅	184,523戸	(59.29%)
D 合計(A+B+C)	311,244戸	(100.00%)

#### III 業務用厨房施設に対するCO中毒事故防止対策状況

① 業務用厨房施設		5094施設
② ①のうち、法定周知以外の周知を行った施設数 (ガス機器の正しい使い方、事故防止策等の周知)		3216施設
③ ①のうち、業務用換気警報器(CO警報器含む)を設置している施設数	設置済	1,612施設
	設置不要	766施設

#### IV 業務用施設のSB(EB)メータ設置先連動遮断状況

① 業務用施設のうちSB(EB)メータ設置戸数	7,600戸	
② ①のうちガス警報器連動遮断戸数	連動済	5,154戸
	連動不要(屋外)	839戸
連動率	(76.23%)	

#### V バルク貯槽20年検査を迎え検査又は廃棄したバルク貯槽の数

区分	実施数(2022年4月1日～2023年3月末)			2023年度予定数	
	①20年検査を実施して合格	廃棄して入替対応		④期限満了基数	⑤ ④の期限満了数 + 前倒し予定数
基数	3基	②バルク入替 101基	③シリンダー入替 30基		

#### VI 集中監視システム設置戸数

①常時監視システム	94,852戸
②低頻度型集中監視システム	4,946戸
設置率	(32.06%)

#### VII 容器流出防止地域への対応

① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)を問わず容器流出防止措置済の施設数	36,082施設
② 洪水浸水想定区域(想定最大規模)の対象施設数	58,186施設
③ 上記②の内、容器流出防止措置済の施設数	19,339施設

#### VIII 安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等		③ガス警報器			④調整器			
	設置済戸数	期限切れ戸数	設置済戸数	設置不要	設置率	設置済戸数	設置不要	設置率	製造年から5年経過戸数	設置済施設数	製造年から7年交換が7年10年交換が10年経過施設数
A 業務用施設(共同住宅と一般住宅以外)	13,705戸 (99.73%)	42戸 (0.31%)	11,093戸	1,894戸	(93.63%)	11,463戸	1,388戸	(92.79%)	712戸 (6.21%)	11,831施設	544施設 (4.60%)
B 共同住宅 (同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	112,995戸 (100.01%)	9戸 (0.01%)	88,536戸	23,371戸	(98.80%)	95,888戸	13,490戸	(96.38%)	4,374戸 (4.56%)	15,136施設	624施設 (4.12%)
C 一般住宅	184,369戸 (99.92%)	133戸 (0.07%)	158,435戸	20,160戸	(96.39%)	146,859戸	18,762戸	(88.60%)	14,936戸 (10.17%)	175,108施設	5,714施設 (3.26%)
D 合計 (A+B+C)	311,069戸 (99.94%)	184戸 (0.06%)	258,064戸	45,425戸	(97.08%)	254,210戸	33,640戸	(91.57%)	20,022戸 (7.88%)	202,075施設	6,882施設 (3.41%)

## 令和4年度 需要開発推進運動等調査報告書

### I 事業所の概要

	事業所数	回収率
報告書配布事業所	362事業所	—
報告書回収事業所	298事業所	(82.32%)
報告書未回収事業所	64事業所	(17.68%)

### II 需要開発関係

	GHP	エネファーム	ハイブリッド給湯	エコジョーズ	Siセンサーコンロ	ガス浴室暖房乾燥機
①令和3年度販売台数	14台	4台	54台	1,329台	4,321台	213台
①の内、非エコジョーズ機器からの取替台数	—	0台	58台	660台	—	—

### III オール電化・都市ガスとの移動関係

#### ① オール電化関係

	移動戸数
LPガス → オール電化	687戸
オール電化 → LPガス	71戸

#### ② 都市ガス関係

	移動戸数
LPガス → 都市ガス	182戸
都市ガス → LPガス	224戸

### IV ガス料金の公表状況関係

	回答数	回答数(1~4合計)
1. 店頭でガス料金を掲載(料金表を自由に入手(配布)できるようにしている状態を含む)している。	215	277
2. ホームページにガス料金を掲載している。	22	
3. 店頭及びホームページにガス料金を掲載している。	27	
4. 店頭及びホームページにもガス料金を掲載していない。	13	

### IV LPガスを供給している賃貸集合住宅において、入居を希望する方にLPガス料金を入居前にお知らせできるよう、物件の所有者又は不動産管理会社へ料金表の情報提供状況

	1. はい	2. いいえ	回答数(合計)
①賃貸集合住宅に1件以上の供給を行っている。	211	57	268
②上記で1.「はい」の内、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社によりLPガス料金表により情報提供している。	88	124	212



# 危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（お願い）

危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、次のとおり危険物運搬車両に対する指導取締りが実施されますので、趣旨を御了知の上、御協力を

願います。

- 1 実施期間**  
令和5年11月1日(水)から同年11月30日(木)までの1か月間
- 2 重点対象**  
消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

### 3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

## 高圧ガス容器移動の注意事項について

### 1 配送車両の点検項目

資材工具の不備が多いので「1月に1回以上点検し、常に正常な状態を維持」することが重要です。

**消火設備**

※容器の内容積が25L以下のみで合計50L以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。

移動するガス量による区分	消火器の能力	備付け個数
1000kgを超える場合	B-10以上	2個以上
150kgを超え1000kg以下の場合	B-10以上	1個以上
150kg以下の場合	B-3以上	1個以上

**プロテクター又はキャップ**

プロテクターのない容器にはキャップを施すこと。

**最大積載量**

車両の最大積載量を厳守すること。積載量はガス重量+容器重量となる。

**高圧ガス移動注意書例 (イエローカード)**

**高圧ガス移動時の注意書ラベル例 (25L未満容器)**

**防災資材等**

- 赤旗
- 赤色合図灯又は懐中電灯
- メガホン
- ロープ（長さ15m以上のもの2本以上）
- 漏えい検知液
- 車輪止め（2個以上）
- 容器バルブ開閉用ハンドル（開閉用ハンドルが装着されている容器のみを運搬する場合は不要）
- 容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ
- 革手袋

※容器の内容積が25L以下のみで合計50L以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。

**警戒標識**

- 車両の前方及び後方から見やすい位置に。
- 横寸法は車中の30%以上、縦寸法は横寸法の20%以上（又は面積600cm<sup>2</sup>以上の正方形）。
- 黒地に黄色（蛍光）文字で「高圧ガス」と明記する。

※容器の内容積が25L以下のみで合計50L以下の積載の場合は法的に不要であるが、自主保安として持つことが望ましい。

- 立積み又は斜め積みとし、10kg入り以下のものを除き1段積み、ただし、斜め積みの場合には安全弁の放出口を上に向け、荷台との角度を20度以上に保持する措置を講ずること。
- 荷くずれ、転落、転倒、車両の追突による損傷防止のため、下表の基準に合致すること。

### 2 移動作業中の注意点

LPガス容器の移動は、車両への積載方法、移動方法と容器について保安上必要な措置に関する技術上の基準が定められています。移動中は、次のような点に注意して安全運転に努めなければなりません。

#### 2-1 走行中の注意

- ① 運行は細心の注意を払い、法定速度を守り安全運転に心掛け、粗暴な急発進や急停止しない。
- ② 容器の荷くずれ、転倒、転落防止に努める。

- ③ 50kg容器を満載して走行する時は車両の重心が上がるので、急カーブを切る場合及び悪路を走行する時は横転しないように慎重に走行する。
- ④ 凸凹の多い道路を避け、やむを得ず凸凹の多い道路を走行する時は、あらかじめ、荷積みの状況を調べ異常の無いことを確認しておく。凸凹の多い道路を走行した後は、一旦停止して、積荷の状況、容器バルブの緩みによるガス漏えい等のないことを確認。
- ⑤ 夏場などは容器の温度上昇に注意し、シート掛けをするなど容器の温度を40℃以下に保つ。

### 2-2 駐車時の注意

- ① 車両の故障などで駐車する場合は、停止標識器、赤旗などを掲げて、他車との接触などを避ける。
- ② 食事などで駐車する場合は、人家や人通りの少ない場所で、火気や可燃物から離れた場所を選ぶ。
- ③ 荷下ろし中は作業場所を離れない。

### 3 非常時の措置

LPガスに限らず可燃性ガスによる災害発生時に運転者が心得るべきことは、ガスの漏えい、流出を止めるか、またはこれが不可能な場合はそれを最小限に食い止めようと努力することです。続いて、引火の原因となる火気などの隔離に努めることです。

さらに、速やかに消防署、警察署、地域防災協議会などの応援を求めることが大切です。

#### 3-1 ガス漏れが発生した場合

- ① ガス漏れ箇所を速やかに確認。
- ② 工作用工具、漏えい防止用具などを適切に使用し、ガス漏れを防止。
- ③ 充てん容器が転倒している場合は、容器を直立させ、ガス状のLPガスの噴出に変える。
- ④ 工作用工具、漏えい防止用具などを使用する場合は、金属の衝撃による火花を発生させないように注意する。
- ⑤ 作業時は必ず革手袋を着用する。
- ⑥ ガス漏れを安全に阻止できない場合は、当該容器を車両に積載して、速やかに現場を離脱し、風通しの良い、安全な場所に移動。ただし、この場合、自動車の排気管付近にLPガスが滞留していないことを確認した後、エンジンを起動する。

#### 3-2 ガス漏れ防止が不可能な場合

- ① 速やかに当該容器を車両に積載したまま現場を離脱し、風通しの良い、住宅地、商店街などではない安全な場所へ移動。
- ② 移動先付近に火気がないことを確認するか、火気の使用をやめるよう付近の住民に警告。
- ③ 赤旗を立て、関係者以外の者の接近を阻止。
- ④ 当該容器を静かに車両から下ろす。
- ⑤ 少量ずつ、慎重にガスを廃棄。
- ⑥ 前記3-1の措置をした後、最寄りの高圧ガス製造事業所へ車両を回送し、ガス回収の措置を依頼。

LPガス容器を配送する際は、取扱いを間違えると危険性を伴うものを運搬していることをよく自覚し、十分注意をして業務にあたってください。

### 四国ガス(株)との転換情報

(2023年9月転換処理分)

項目	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換	差引き 四国ガスへ転換	転換された累計
今治	1	0	1	4,683
松山	11	45	△34	12,346
宇和島	1	0	1	3,100
計	13	45	△32	20,129

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

### 協会日誌

- 9月17日(日) 砥部町総合防災訓練 (麻生小学校)
- 9月20日(水) 理事会 (松山市男女共同参画推進センター)
- 9月22日(金) 四国LPガスブロック会議 (高知県)
- 9月24日(日) 設備士技能試験 (ポリテク愛媛)
- 9月27日(水) お客様相談所委員会 (えひめ共済会館)
- 10月13日(金) 執行役員会 (松山市男女共同参画推進センター)
- 10月17日(水) KHK教育事務所ブロック会議 (香川県)
- 10月20日(金) 保安部会 (松山市男女共同参画推進センター)